

仕 様 書

この仕様書は、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）の規定に基づき、下関市が委託する、作業環境測定及び局所排気装置の制御風速測定業務について、業務上、必要な事項を定めるものである。

- 1 業務名
作業環境測定及び局所排気装置の制御風速測定業務

- 2 契約期間
契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

- 3 履行場所
下関市上下水道局水質管理センター（下関市長府満珠町 33 番 35 号）

- 4 業務内容
 - (1) 安衛法第 65 条の規定に基づく有機溶剤及び特定化学物質の濃度測定
 - (2) 安衛法第 45 条の規定に基づく局所排気装置の自主検査のうち、制御風速の測定

- 5 測定項目及び測定場所
測定項目及び測定場所は、次表に掲げるとおりとする。

測定項目		測定場所
有機溶剤及び特定化学物質の濃度測定	アセトン	別図の(1) 溶媒抽出室
	酢酸エチル	
	トルエン	
	ノルマルヘキサン	
	メタノール（溶媒抽出室）	別図の(2) 高濃度試料室
	コバルト及びその無機化合物	
	マンガン及びその化合物	
	メタノール（VOC 前処理室）	別図の(3) VOC 前処理室
局所排気装置の制御風速測定（合計 3 か所）		別図の (1) 中の局排①及び局排② (3) 中の局排③

6 測定時期

測定時期は次の表に掲げるとおりとする（全3回）。

なお、測定時期の1か月前を目安に委託者と受託者で協議を行い、詳細な日時について決定するものとする。ただし、不測の事態等により測定時期に実施できない場合は両者協議の上、測定時期を変更できるものとする。

測定時期	測定項目
【5月分】 令和8年5月 ※3日に分けて実施	【第1日目】 (1) アセトン (2) マンガン及びその化合物
	【第2日目】 (1) 酢酸エチル (2) メタノール（溶媒抽出室） (3) メタノール（VOC前処理室）
	【第3日目】 (1) トルエン (2) コバルト及びその無機化合物 (3) ノルマルヘキサン
【9月分】 令和8年9月	局所排気装置の制御風速の測定
【11月分】 令和8年11月 ※3日に分けて実施	【第1日目】 (1) アセトン (2) マンガン及びその化合物
	【第2日目】 (1) 酢酸エチル (2) メタノール（溶媒抽出室） (3) メタノール（VOC前処理室）
	【第3日目】 (1) トルエン (2) コバルト及びその無機化合物 (3) ノルマルヘキサン

7 測定方法

(1) 有機溶剤及び特定化学物質の濃度の測定

ア 測定点は、A測定を5点、B測定を1点とする。なお、A測定とは、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）第2条第1項第1号から第2号までの規定により行う測定を、B測定とは、測定基準第2条第1項第2号の2の規定により行う測定をいう。

イ 測定は、測定基準第10条及び第13条に定める方法によること。

(2) 局所排気装置の制御風速の測定

ア 測定は、局所排気装置の定期自主検査指針（平成 20 年自主検査指針公示第 1 号。以下「自主検査指針」という。）表中 4. (1)に定める方法によること。

イ 測定点は、自主検査指針表中 4. (1)イ(イ)に定める点とする。

8 測定記録

(1) 有機溶剤及び特定化学物質の測定を行った際には、次の事項を記録し、結果報告書に記載すること。

ア 測定年月日

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定を実施した者の氏名

(2) 局所排気装置の制御風速測定を行った際には、次の事項を記録し、結果報告書に記載すること。

ア 検査年月日

イ 検査方法

ウ 検査箇所

エ 検査の結果

オ 検査を実施した者の氏名

9 測定結果の評価

有機溶剤及び特定化学物質の測定結果については、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に従って測定結果の評価を行い、次の事項を結果報告書に記載すること。

(1) 評価日時

(2) 評価箇所

(3) 評価結果

(4) 評価を実施した者の氏名

10 結果報告書

結果報告書は測定ごとに正副 2 部作成し、試料採取の日から起算して 30 日

以内に委託者へ提出すること。ただし、30日目が下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）の場合は休日の翌日とする。

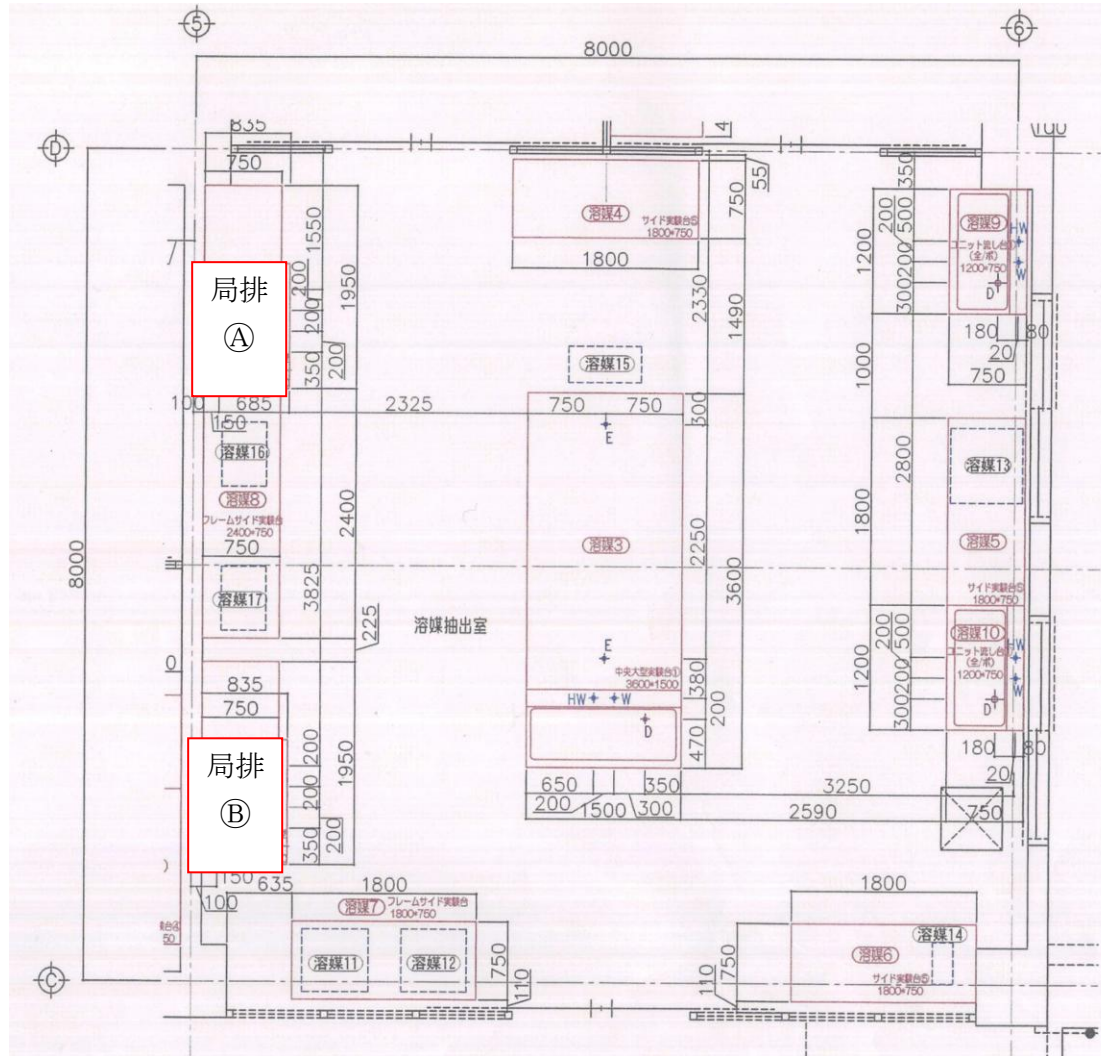
11 その他

- (1) 委託料は、各月分の業務完了ごとに支払う（全3回）。
- (2) 見積書等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

別図 測定場所



(1) 溶媒抽出室



- アセトン
- 酢酸エチル
- トルエン
- ノルマルヘキサン
- メタノール (溶媒抽出室)

(3) VOC 前処理室

